

議第78号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「法人」の右に「又は病床を有する診療所を開設している者（複
合型サービス（介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第17条の12に
規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場
合に限る。）」を加える。

第38条の9第1項中「介護保険法施行規則（以下「規則」という。）」を
「規則」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービス事業者の指定について，申請者に係る要件を改め
る必要があるので提案する。